

大阪府自然環境保全条例（抄）

昭和四十八年三月三十日
大阪府条例第二号

大阪府自然環境保全条例をここに公布する。

大阪府自然環境保全条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第九条)
 - 第二章 自然環境の保全と回復に関する基本方針(第十条)
 - 第三章 自然環境の保全
 - 第一節 府自然環境保全地域(第十一条 第十五条)
 - 第二節 府緑地環境保全地域(第十六条 第十九条)
 - 第三節 雑則(第二十条 第二十六条)
 - 第四章 自然環境の回復(第二十七条)
 - 第五章 自然環境の保全と回復に関する協定(第二十八条)
 - 第六章 豊かな緑の創出(第二十九条 第三十九条)
 - 第七章 自主的な活動の促進(第四十条 第四十二条)
 - 第八章 野生動植物の生息等への配慮(第四十三条)
 - 第九章 雑則(第四十四条 第四十六条)
 - 第十章 罰則(第四十七条 第五十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保(以下「自然環境の保全等」という。)を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象(大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)第二条第二号に規定するヒートアイランド現象をいう。)の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(平六条例四一・全改、平一七条例一二五・一部改正)

第二条～第二十八条(略)

第六章 豊かな緑の創出

(平六条例四一・追加)

(基本的な計画の策定)

第二十九条 知事は、多様性のある豊かな緑の創出に関する基本的な計画を定めなければならない。

(平六条例四一・追加)

(地域緑化の推進)

第三十条 知事は、住民が協同して一定の区域内の緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、苗木の提供、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(平六条例四一・追加、平一七条例一二五・一部改正)

(府有施設等の緑化義務)

第三十一条 府及び府が設立した地方独立行政法人は、これらの設置し、又は管理する施設であって規則で定めるもの(以下「府有施設等」という。)について、規則で定める基準に従い、植樹等の緑化(以下「緑化」という。)をするものとする。

2 知事は、府有施設等の緑化に関する計画的な推進を図るための計画を策定し、その概要を公表するものとする。

3 知事は、前項の計画の実施状況を定期的に公表するものとする。

(平六条例四一・追加、平一七条例一二五・全改)

(民間施設等の緑化義務)

第三十二条 建築物(府有施設等に係るものを除く。)及びその敷地の所有者又は管理者は、当該建築物及びその敷地について、緑化に努めるものとする。

2 知事は、前項の所有者又は管理者が緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うものとする。

(平六条例四一・追加、平一七条例一二五・一部改正)

(大規模施設の緑化義務)

第三十三条 千平方メートル以上の敷地において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいい、府有施設等に係る建築物を除く。第三十八条を除き、以下同じ。)の新築、改築又は増築(増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。))の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)について緑化をしなければならない。

2 前項の規定により緑化をした者は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

(平一七条例一二五・追加)

(緑化計画書の届出等)

第三十四条 前条第一項に規定する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化計画書を作成し、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、建築物等について緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例一二五・追加)

(適用除外)

第三十五条 前二条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、特別の事情があると知事が認めるもの

二 その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと知事が認めるもの

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の規定による緑地保全地域内の建築物その他規則で定めるもの

(平一七条例一二五・追加)

(勧告)

第三十六条 知事は、第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第三十三条第一項の基準に適合しないと認めるとき、又は当該届出の内容が虚偽であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(平一七条例一二五・追加)

(報告及び検査)

第三十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、緑化の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の建築物等に立ち入り、緑化の実施状況を検査させることができる。

一 第三十三条第一項に規定する者

二 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出をした者

三 第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者

四 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第三十三条第一項の基準に適合しないと知事が認める届出を行った者又はその内容が虚偽であると知事が認める届出を行った者

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平一七条例一二五・追加)

(市町村の条例との調整)

第三十八条 建築物等における緑化に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第三十三条から前条までの規定は、適用しない。

(平一七条例一二五・追加)

(顕彰の実施)

第三十九条 知事は、建築物等における緑化に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

(平一七条例一二五・追加)

第四十条～第四十四条(略)

(自然環境の破壊事実等の公表)

第四十五条 知事は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、必要に応じ、その破壊の事実を公表するものとする。

2 知事は、第三十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平六条例四一・旧第三十四条繰下、平一七条例一二五・一部改正・旧第三十八条繰下)

第四十六条～第五十一条(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和四八年規則第九七号で昭和四八年九月二九日から施行)

(経過措置)

2 第三十一条の規定は、この条例の施行の際現にゴルフ場の建設その他の自然環境に影響を及ぼす行為で規則で定めるものを行なっている者についても、適用する。

(大阪府部制条例の一部改正)

3 大阪府部制条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四九年条例第一七号)～(平成一七条例第四八号)(略)

附 則(平成一七条例第一二五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及びその敷地における植樹等の緑化については、改正後の大阪府自然環境保全条例第三十三条から第三十九条まで並びに第四十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。